

## 会議議事録

|   |       |   |     |    |
|---|-------|---|-----|----|
| 1 | 会 議 名 | 栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会  |     |    |
| 2 | 開催日時  | 令和2年10月27日(火曜日) 9:30~11:30  |     |    |
| 3 | 開催場所  | 栗東市役所 第1会議室   |     |    |
| 4 | 事 務 局 | 障がい福祉課  | 傍聴者 | 無し |
| 5 | 出席委員  | 平田委員、中山委員、中道委員、堀内委員、川寄委員、高畑委員、池田委員、田中委員、原委員、黒橋委員、井上委員、西川委員、西川委員、野田委員、中尾委員、滝口委員<br><br>(以上16名)   |     |    |
| 6 | 会議の内容 | 1. 市民憲章唱和<br>2. あいさつ<br>3. 自己紹介<br>4. 議事<br>(1) 第2期栗東市障がい者基本計画の進捗について<br>(2) 第5期栗東市障がい福祉計画の実績について<br>(3) 自立支援協議会について<br>(4) 次期計画策定の進捗状況について<br>(5) 「栗東市手話言語条例」および「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」について<br>市、ろう者、市民等、事業者それぞれの立場でできることを考える。<br>5. その他                        |     |    |
| 7 | 配布資料  | 資料1 障がい者基本計画・障がい福祉計画の概要と栗東市障がい者基本計画(骨子案)<br>資料2 第2期栗東市障がい者基本計画～成果と課題～<br>資料3 第5期栗東市障がい福祉計画、栗東市障がい児福祉計画実績<br>資料4 令和元年度 栗東市自立支援協議会開催状況報告<br>資料5 「栗東市手話言語条例」及び「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」概要<br>資料6 条例に基づく取り組み実績と予定について<br>資料7 栗東市手話言語条例・栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例<br>課題整理 |     |    |
| 8 | 審議等内容 | 別紙のとおり  |     |    |

～市民憲章～  
～市長あいさつ～  
～委員自己紹介～  
～事務局紹介～  
～資料確認～  
～会長、副会長選出～

～会長あいさつ～

会長：ただいまから協議事項に移りたいと思います。(1)第2期栗東市障がい者基本計画の進捗について事務局より説明をお願いします。

～事務局説明～

会長：それでは、ただいまの事務局の説明についてのご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員：18ページのバリアフリー化について、平成29年度において小、中学校のバリアフリーの校舎のバリアフリーが完了とありますが、具体的にどういうことをされたかを教えてほしいです。もう1つ（質問が）あります。

会長：もう1つは後でお願いします。事務局より回答をお願いします。

事務局：大変申し訳ございませんが、具体的なことは教育委員会の教育総務課が所管しているので、わかりかねます。詳しい整備の内容につきましては、みなさまに後日文書で回答させていただきます。

会長：後日、文書で回答をするということによかったでしょうか？

委員：結構です。

会長：もう1つの質問をどうぞ。

委員：17ページのところですが、障がい者雇用の促進について、商工観光労政課の「成果」で一般企業への企業内人権・同和問題研修会を開催し、障がい者雇用の促進及び周知を行ったと成果があがっていますが、128番のところでも同じように書かれていますが、「成果」ということなので、研修を行ったということだけではなく、働きかけてどう変わったかなど、具体的に次につながる内容がここにあってくるといいなと思います。

事務局：障がい者雇用については、様々な企業に協力をいただき、雇用促進に取り組んでいます。成果につきましては、今後は取組内容だけではなく、どんな成果があったかなども入れていきたいと思います。

委員：労政（商工観光労政課）について、この会議に労政の方も来てもらえるといいなと思いますが、栗東市の事業所協議会の作ったパンフレットを労政の方で、企業訪問の時に、持っていってもらうなどはしていただいていますか、それがどこまで実っているかと言われると、まだ道半ばと申しますか、そういうことではありますけども、そういう取り組みはしています。

会長：ありがとうございました。他はよろしいでしょうか？

では、次の項目に移りたいと思います。

(2)第5期栗東市障がい福祉計画の実績について、事務局より説明をお願いします。

～事務局説明～

会長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問はありますでしょうか？

委員：質問したい内容があります。4ページの「障がい児通所サービス支援」ですが、内容が少しわからないところがあります。例えば、肢体不自由の子どもさんなのか、聴覚障がいの子どものさんなのか、視覚障がいの子どものさんなのか、障がい種別についてわからないので、具体的に障がい種別について、教えてほしいと思います。

事務局：児童の支援の障がい種別は特に設けていません。（利用が）多いのは知的障がいのある方、発達障がいのある方かと思います。中には重症心身障がいのある方、重度知的障がい、重度の肢体不自由の子どもさんも利用しています。視覚障がい、聴覚障がいについては放課後等デイサービスでは対応できないという事ではないのですが、あまり通所されていないというように認識しています。

会長：事務局からの回答がありましたか、どうでしょうか？

委員：対応できないというのはどういうことでしょうか？

事務局：事業所によってそれぞれ特徴がございます。例えば、発達障がいには特化した事業所などがあります。中には聴覚障がいの子どものさんも通っている放課後等デイサービスもあり、それぞれの障がいに対応するため、みなさん日々努力されています。障がいについての理解であったり、対応であったり、一人ひとりの子どもに目を向けてくれています。仮に視覚障がいのある子どもさんが放課後等デイサービスを利用したい、ということであれば、希望される事業所で支援に取り組んで

いただいています。

会長：よろしかったでしょうか？

委員：わかりました。

他に質問などがある方はいらっしゃいますか？

委員：学校の中で知的障がいのある子どもさんは先生が別にいらっしゃいますね？先生 1 人に対して障がいのある子を何人くらい担当しておられるのですか？大変お忙しいみたいですので、そういう規定があるのかなと思いました。

委員：知的障がいがあるイコール特別支援学級に入級するということが今はないんですが、特別支援学級に入級された場合は（先生 1 人に子どもが）8 人。8 人は文科省で決まっている定数なんですが、どの特別支援学級も 8 人という定数になっています。ただ、7, 8 人になってくると先生がみるのも大変難しいということで、県独自に加配というかたちでもう 1 人、フルではないのですが、先生がついているような状況です。

委員：ありがとうございました。

会長：他の質問はどうでしょうか？

委員：障がい児の放課後デイのお話がでていたんですけども、以前は放課後デイが無かったのですが、今はめざましくみなさん利用されていていっている現状があって、栗東市内、近隣も含めてたくさんの放課後等デイサービスが設けられているようです。卒業をしてからも、親が急用があったり、成人の場合、緊迫した切実な問題があるのですが、そこで、今のところ栗東市のほうで、新設のショートステイなどは考えておられるのでしょうか？

事務局：ショートステイの開所ということでよろしいでしょうか？今のところショートステイを開所しようとする事業所は栗東市内ではありませんが、令和 4 年度に開設するグループホームにショートステイを併設して整備をしていくと聞いています。

委員：グループホームに併設して整備をしていくという話ですが、利用する人数がかなり多いと思いますので、できるだけこれからもこういった働きかけをお願いします。

事務局：施設整備につきましては、資金面で厳しい面はありますが、今後も障がいのある方の居場所のために、できる限り働きかけをしていきたいと思っています。

委員：ありがとうございました。

会長：他の質問はどうでしょうか？

委員：特別支援学級の中に聞こえない子どもはいますか、何人くらいおられますか？

委員：今市内には難聴学級が1つだけあります。難聴学級に入っていないけど、難聴で人工内耳をつけている子どもが2人います。

委員：その子どもたちは手話を使っていますか？どんな状況か教えてください。

委員：把握しているのは、難聴学級ですが、手話は使っておりません。人工内耳で、ロジャーを使用しています。それで、周りの子どもとのコミュニケーションはとれているので、手話は使っていません。

委員：手話を使える先生はいらっしゃいますか？

委員：全てを把握しているわけではありませんが、また、そしてどこまでができるというのが難しいと思いますが、実際に手話を使って授業をしているということはありません。各小中学校で手話の先生に来てもらって、子どもたちに手話を教えてもらう機会は設けています。

会長：他の質問はどうですか？

無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

(3)「自立支援協議会」について事務局より説明をお願いします。

～事務局説明～

会長：ただいまの事務局の説明について、ご質問はありますでしょうか？

無いようですので、続きまして(4)次期計画策定の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

～事務局説明～

会長：ただいまの事務局の説明について、質問はありますでしょうか？

委員：今回の新しい計画の理念は、共生社会への実現という事が入っています。特に人も足りない、サービスの資源不足など今現状を聞かせていただきましたが、さらに共生社会の実現としては、やはり市民さんの意識とか教育とか、単にサービスが増えればよいというところから一歩進んだ計画

を立てておられるように思うのですが、市民全体に働きかけるところとして、今回重きをおいているところを教えてください。

担当課だけがやるということではなくて、市全体で取り組まないと共生社会の実現は難しいと思いますので、そのあたり教えていただけたらと思います。

事務局：今回の計画策定にあたりまして、「共生社会」を目指すわけですが、今年10月1日に「栗東市手話言語条例」、「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を施行しました。今回の計画の中に2つの条例の推進を盛り込んでいきたいと考えています。骨子案では3「生活支援の充実」の中の(4)「手話の啓発、コミュニケーション支援の充実」そちらに、早急にということではないですが、目標をもって計画策定に臨んでおります。

会長：よろしかったでしょうか？

そのほか質問が無いようなので、(5)の「栗東市手話言語条例」および「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」について、事務局より説明をお願いします。

～条例啓発動画を視聴（15分）～

～事務局説明～

会長：みなさま、それぞれの立場でご意見、ご質問も含めていかがでしょうか？

委員：今回色々な資料を見させてもらって、行政、関係機関の方色々考えてもらっているのがわかりました。ありがとうございます。作業所で昨年、手話を覚えられないかなと思い、手話ができる職員がおりますので、手話で歌を覚えました。目的がないと覚えにくいので、社会福祉協議会に15人くらいおじゃまして、披露させてもらいました。高齢の方がとても喜んでくれました。手話って覚えたんですけど、やはり普段使わないと忘れてしまう。手話を通してこういう楽しいつながりができるんだな、今後も、もっと作業所で何とか手話を取り入れられないかなと今回感じましたので、具体的なことを小さな作業所ですけどやりたいと思っています。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。事務局からお願いします。

事務局：ありがとうございます。今のご意見として、作業所のほうで手話を学んでいきたいということではよかったでしょうか？

委員：そうですね、ただ手話を覚えるということではなく、それぞれが手話をどのように取り入れるかということです。手話ができる職員はいるのですが、毎日来ている職員ではないので、例えばボランティアで教えてもらいに来てもらおうということになるのでしょうか？

事務局：今すぐには回答できませんが、今後そのようなことも検討していくということではよろしい

でしょうか？

委員：はい、ありがとうございます。

会長：貴重なご意見ありがとうございます。他にありませんか？

委員：今のお話を伺って、作業所で勉強されて社協で披露されたということで、すごくよい機会をつくれたなと思ってお聞きしたんですけども、手話言語条例ができて、教育のところにもぜひ、入れていただきたいという思いがあって、難聴の方もいらっしゃるということなので、その学校を中心としてでもよいと思いますし、学校教育の中でも身近なところで、手話を使う場が増えるように市の援助とか、教育委員会のほうでも検討をお願いしたいと思います。

会長：ありがとうございます。

委員：今、話を聞いて思いましたが、うちでも取り組めるなとすごく感じたのは、手話ができる人はいないのですが、手話の簡単な歌などDVDなどを作っていたら、それをみんなでお昼休みなどにできるのにな、と思いました。簡単に取り組めるのではないかなと思います。ちょっとそのようなことも考えてもらえると嬉しいなと思います。

会長：先ほどのご意見の回答と合わせて、事務局からお願いします。

事務局：学校教育の場で取り入れることについて、今は総合学習の時間などを利用することになると思うのですが、今後、学校教育課と相談していきたいと思います。

それから、作業所での取り組みについては、DVDなど、どういうものがよいのか、聴協さんとも相談させてもらいたいと思います。

会長：他はどうでしょうか？

委員：みなさんに色々考えてもらってうれしいです。手話は言語の1つである、このように認められています。例えば、子どもは国語の時間には日本語を学びますよね？同じように教科として本当は取り入れてほしいという思いがありますが、それは前にできないという説明を受けております。例えば、道徳の時間の中で、手話って何なのか？聞こえないって？障がいについて学んでもらえればありがたいなと思っています。いろんな機会に障がいについて学んでもらえればと思います。

一つ質問をよろしいでしょうか？グループホームができるとのことでしたが、グループホームというのは障がいのある人が一緒に24時間、生活をするということによかったですか？

事務局：利用形態はいろいろで、24時間利用される方もおられれば、日中は生活介護を利用される方もおられます。制度上は「在宅」扱いになっています。

委員：障がいのある人も高齢になって、1人では生活できなくなることがあります、重度障がい者の親も本当に大変だと思います。重度の障がいの方のことも考えてもらいたいなど、資料を見ると、軽い人が対象の施策が多いのかなと思いました。

例えば、聞こえない人の中でも文章が読めない人もいます。重い障がいの人のことも考えて進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局：聴覚、視覚障がいの方の課題などが中心に出ていますが、条例の中では、重度の障がいの方、発達障がいについても、「コミュニケーション支援」に関わります。重度障がい者への支援についても一緒に考えていきたいと思っています。今後もみなさまのご意見をいただければと思います。

会長：それでは、他に無ければ「その他」につきまして、事務局よりお願いします。

事務局：この協議会につきましては、これからは、2つの条例の施策推進も検討していきたいと思っています。来年度については、2回協議会を開催して、2つの条例の取組、進捗状況、今後どういった取り組みが栗東市には必要なのか、この場でみなさまのご意見をいただき、ご協力いただき進めていきたいと思っています。

～閉会のあいさつ～